

少ない掛金で大きな補償!

火災共済の しおり

重要な事項(契約概要・注意喚起情報)が
記載されていますので、必ずお読みください。

家も動産も
自然災害から
守るゾウ!



ホームページにて最適な
掛金シミュレーションができます

ホームページ

[http://www.toshiseikyo.
or.jp/kasai/simulation/](http://www.toshiseikyo.or.jp/kasai/simulation/)



本会は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。
創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

全国都市職員災害共済会
火災共済キャラクター「まもるゾウ」

目次

1 火災共済の補償内容	3	6 風水雪害特約	13
(1)火災などの場合.....	3	1 風水雪害特約共済金.....	13
(2)風水雪害などの場合.....	3	(1)風水雪害特約共済金.....	13
(3)地震の場合.....	3	(2)臨時費用共済金.....	13
2 契約に当たって	4	(3)残存物取片付費用共済金.....	13
1 契約できる建物と動産.....	4	2 風水雪害特約の契約方法.....	13
(1)建物.....	4	(1)1口当たりの掛金額.....	14
(2)動産.....	5	(2)風水雪害共済金及び	
2 契約できない建物と動産.....	5	風水雪害特約共済金.....	14
(1)建物.....	5	3 風水雪害特約の支払事例.....	15
(2)動産.....	5	7 見舞金その他の給付金	16
3 1口当たりの掛金額・補償額・		1 地震災害見舞金.....	16
補償額の最高限度額.....	5	2 地震災害傷害等見舞金.....	16
(1)火災共済金.....	5	3 火災等災害入院見舞金.....	17
(2)風水雪害共済金及び		4 交通災害給付金.....	17
風水雪害特約共済金.....	6	5 死亡弔慰金.....	17
3 再取得価額(新築・新品価額)	7	8 水・かぎトラブルの応急処置サービス	18
1 建物の契約の場合.....	7	9 共済金等の請求手続き	19
(1)木造建物.....	7	1 火災共済金.....	20
(2)耐火造建物.....	7	2 風水雪害共済金.....	20
2 動産の契約の場合.....	7	3 風水雪害特約共済金.....	20
3 建物の再取得価額の算出方法及び		4 共済金の支払時期.....	22
掛金算出方法.....	8	5 時効.....	22
4 動産の再取得価額の算出方法及び		6 見舞金.....	22
掛金算出方法.....	8	10 質権の設定	23
4 再取得価額の特約	9	11 出資金及び割戻金	23
1 再取得価額の特約の要件を		12 本会を脱退する場合の手続き	
満たす場合(特約契約).....	9	(承継組合員制度を含む。).....	23
2 再取得価額の特約の要件を		1 脱退する場合の手続き.....	23
満たさない場合(普通契約).....	10	2 承継組合員制度.....	24
5 共済金の支払い	11	13 留意事項	25
1 火災共済金.....	11	1 新規申込書の記入に当たっての	
(1)共済金の支払対象となる損害.....	11	主な留意事項.....	25
(2)共済金の支払対象とならない損害.....	11	2 契約内容の変更に当たっての留意事項.....	26
2 風水雪害共済金.....	12	3 風水雪害特約契約の申込み	
3 費用共済金.....	12	当たっての留意事項.....	28
(1)臨時費用共済金.....	12	重要事項説明書	
(2)残存物取片付費用共済金.....	12	(契約概要・注意喚起情報).....	31
(3)失火見舞費用共済金.....	12	Q&A よくある質問.....	35
4 災害死亡共済金.....	13	<参考>住宅金融支援機構が耐火造と認めるプレハブ住宅.....	40
		規約・規則.....	41

1 火災共済の補償内容

(1) 火災などの場合 (詳しくは11頁参照)

火災共済金 最高限度額 | **6,000万円**



災害死亡共済金
最高限度額 | **300万円**



(2) 風水雪害などの場合 (詳しくは12頁参照)

風水雪害共済金
最高限度額 | **600万円**



風災

水災

雪災



※風水雪害特約を契約すると(詳しくは13頁参照)

風水雪害特約共済金
最高限度額 | **2,400万円**

最高限度額 | **3,000万円**

(3) 地震の場合 (詳しくは16頁参照)

地震災害見舞金 最高限度額 | **100万円**

※被災した場合は、速やかに共済金等の請求手続きを行ってください。
(詳しくは、19～22頁参照)

2 契約に当たって

1 契約できる建物と動産

組合員又はその扶養親族(※生計を一にする3親等内の親族をいう。以下同じ。)が所有する建物若しくは、組合員又はその扶養親族が居住している建物内に収容されている動産が契約の対象となります。

※1 同居して扶養している親や子等が所有する建物及び動産

※2 同居していない親や子等が所有している建物及び動産で、組合員から常時生活費又は医療費等援助を受けている場合

	自分の家にお住まいの方	住居を貸している方	住居を借りている方	店舗併用住宅にお住まいの方
	 <p>『建物』及び『動産』の契約ができます。</p>	 <p>『建物』の契約ができます。</p>	 <p>『動産』の契約ができます。</p>	 <p>『建物』及び『動産』の契約ができます。</p>
	自家(注1)	貸家	借家	併用住宅(注2)
建物	○	○	×	○
動産	○	×	○	○

(1) 建物

① 自家(専用住宅)

(注1) 分譲マンションについては、その所有者の専有部分のみ契約の対象となります。

② 貸家(専用住宅)

③ 併用住宅(組合員又はその扶養親族が居住している場合)

(注2) 火災危険度の高い併用住宅(食堂、喫茶店など)は、組合員が居住している場合に限り、その居住部分のみ契約の対象となります。

④ 母屋と同一敷地内にある物置や納屋などの付属建物(カーポート等の類を除く。)

契約する場合は、その実面積を $\frac{1}{3}$ (端数は切上げる。)として計算します。

なお、付属建物のみ契約はできませんので、母屋に合算して契約してください。

⑤ 空家・別荘

再入居を前提とし、月に1回以上の見回り、点検等の管理をする場合に限り対象となります。

(「契約物件管理状況報告書」に必要事項を記入の上、契約更新時に提出してください。)

※畳、建具、その他の建物の従物、並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備(天井又は壁の埋め込み式)、その他これらに準ずる建物の付属設備(門、塀、垣、は除く。)は、契約の対象となります。

※建設中の住宅については、土台、柱、梁等ができた【棟上げ】が終わった段階で、完成時の価額を限度として契約の対象とすることができます。

(2) 動 産

日常生活に必要な家具・什器、電化製品、衣服、寝具類、身回品及びその他の生活用動産（スチール製等の簡易な物置も含む。）

※仏壇・仏具等については、一事故につき**50万円**が限度

※パーソナル・コンピュータの類（周辺機器を含む。）については、一事故につき**30万円**が限度

※書籍（辞書、学術参考書及び全集の類）、玩具（人形の類を含む。）及び原動機付自転車（総排気量50cc以下のもの）については、一事故につきそれぞれ**10万円**が限度

2 契約できない建物と動産

(1) 建 物

- ① 営業用建物（専門店舗及び貸事務所など）
- ② 借家（動産のみの契約は可）
- ③ カーポートの類（上屋根と軽量鉄骨の柱とからなるカーポート等簡易な構築物）
- ④ 付属建物のみ
- ⑤ 門、塀、垣等

(2) 動 産

- ① 通貨、有価証券、印紙及び切手その他これらに準ずる物
- ② 貴金属、宝石並びに美術品である書画、骨とう及び彫刻物その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書及び帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 動物及び植物
- ⑤ 商品及び生産設備（動力付農機具を含む。）
- ⑥ 自動車（自動三輪車、自動二輪車、総排気量50ccを超える原動機付自転車を含む。）
- ⑦ 無線機
- ⑧ レコード、CD、LD、DVD、BD、カセットテープ及びビデオテープその他これらに準ずる物
- ⑨ 食料品、酒類
- ⑩ 消耗品の類（化粧品、洗剤、ティッシュペーパー等）

3 1口当たりの掛金額・補償額・補償額の最高限度額

(1) 火災共済金

契約の種類	掛金額（年額）	補償額	補償額の最高限度
木 造	1口当たり 300円	1口当たり 50万円	合計 6,000万円 （120口） 〔建物 4,000万円 （80口） 動産 2,000万円 （40口）〕
耐火造 ※	1口当たり 200円		

※耐火造建物については6頁参照

※動産の場合も、建物の構造に合わせた共済掛金額となります。

<年額掛金額>

契約の種類	1口当たりの掛金額
木造	300円
耐火造※	200円
風水雪害特約(注)	150円

<短期掛金額>

契約の種類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円
耐火造※	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円
風水雪害特約(注)	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円

(注) 風水雪害特約契約については13頁参照

耐火造建物とは、次のものをいいます。

① 建物の主要構造部(柱、外壁、床、梁、屋根)が、次の構造で作られたもの。

(ア) 鉄骨・鉄筋コンクリート造

(イ) 鉄筋コンクリート造

(ウ) 鉄骨コンクリート造

(エ) コンクリートブロック造

② 住宅金融支援機構が、その融資基準において耐火造と認めるプレハブ住宅(40頁参照)。

※ 防火造や簡易耐火造(軽量鉄骨を含む。)は、木造建物として契約してください。

(2) 風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金

① 建物

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

② 動産

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

3 再取得価額(新築・新品価額)

再取得価額とは、同等の建物を新築したり、動産を新品価額で購入するのに必要な見込額のことです。

なお、契約に際しては、大切な財産が万が一の災害の場合に十分な補償が得られるように、再取得価額の全額を契約してください。

建物及び動産の再取得価額の算出は、次のとおりです。(詳しくは次頁参照)

1 建物の契約の場合 (注) 再取得価額が共済契約の限度額となります。

(1) 木造建物・・・坪当たり標準建築費50万円

$$\text{木造50万円} \times \text{延坪数} = \text{再取得価額}$$

※坪当たり建築費は、50万円から70万円まで5万円単位で増額できます。

(2) 耐火造建物・・・坪当たり標準建築費70万円

$$\text{耐火造70万円} \times \text{延坪数} = \text{再取得価額}$$

※坪当たり建築費は、70万円から90万円まで5万円単位で増額できます。

(注) 建築費は、支部により統一されている場合があります。

2 動産の契約の場合

下表の各区分欄の動産標準価額が再取得価額となります。

なお、**所有額が各区分の額を超える場合は、2,000万円を限度**として実際に所有する価額まで契約できます。

●動産標準評価表

世帯主の年齢	動産標準価額
25歳前後(27歳以下)	300 ～ 500万円
30歳前後(28歳～32歳)	400 ～ 800万円
35歳前後(33歳～37歳)	550 ～ 1,100万円
40歳前後(38歳～42歳)	600 ～ 1,400万円
45歳前後(43歳～47歳)	650 ～ 1,700万円
50歳前後(48歳以上)	700 ～ 2,000万円
単身世帯	250 ～ 700万円

(注) 建物の用途が「借家」の場合は、建物の所有者(大家)の年齢ではなく、居住する世帯主の年齢となります。

(留意点)

◎建物及び動産の再取得価額は、それぞれ50万円単位の金額となります。(端数は切り上げ)

◎再取得価額の限度額は、建物：4,000万円、動産：2,000万円となります。(補償額の限度額)

3 建物の再取得価額の算出方法及び掛金算出方法

(例) 契約の種類:耐火造 坪当たりの標準建築費:耐火造建物 70万円

- 坪数を算出する。

$$\frac{\text{延面積 (坪数)}}{3.3} = \text{20.9} \text{ 小数点以下切り上げ} \doteq \text{21坪} \dots\dots\dots \text{①}$$
(延面積、坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)
- 坪数①を基本に物件の再取得価額②を算出する。

$$\text{21坪} \times \text{70万円} = \text{1,470万円} \doteq \text{1,500万円} \dots\dots \text{②}$$
(坪当たりの耐火造標準建築費) (物件の再取得価額) (端数が生じる場合は、50万円単位で切り上げる。)
- 物件の再取得価額②から1口当たりの補償額50万円で割り、掛けることができる口数③を算出する。

$$\frac{\text{1,500万円}}{\text{50万円}} = \text{30口} \dots\dots\dots \text{③}$$
(物件の再取得価額) (1口当たりの補償額) (契約口数)
- 口数を掛ける場合の共済掛金

$$\text{30口} \times \text{200円} = \text{6,000円} \dots\dots\dots \text{④}$$
(契約口数) (耐火造1口当たりの掛金) (共済掛金)

(延面積)	(坪数)	(ご自宅の坪数①)
<input type="text"/> m ²	÷ 3.3 = <input type="text"/>	小数点以下切り上げ ≐ <input type="text"/>
<small>(延面積、坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)</small>		
①ご自宅の坪数	× ②(木造の場合、標準建築費 50万円) ③(耐火造の場合、標準建築費 70万円)	≐ ④再取得価額 (最高補償額)
①ご自宅の坪数	× ②又は③標準建築費	= ④再取得価額 (最高補償額)
<input type="text"/> 坪	× <input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
<small>※坪=3.3㎡ (坪数で端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。)</small>		
<small>(端数が生じる場合は、50万円単位で切り上げる。)</small>		
④再取得価額 (最高補償額)	1口当たりの補償額	= ⑤口数
<input type="text"/> 万円 ÷	50万円	= <input type="text"/> 口
<small>(木造の場合、1口300円) (耐火造の場合、1口200円)</small>		
⑤口数	×	共済掛金
<input type="text"/> 口	× <input type="text"/>	= <input type="text"/> 円

4 動産の再取得価額の算出方法及び掛金算出方法

(例) 世帯主の年齢:48歳 建物の構造:木造

- ・動産標準評価表(7頁参照)の動産標準価額700~2,000万円の下限の額以上。
- ・上記の場合は、700万円から再取得価額の特約契約となります。
- ・700万円で契約した場合の共済金は、下記のとおりとなります。

$$\frac{\text{700万円}}{\text{50万円}} = \text{14口}$$

$$\text{14口} \times \text{300円} = \text{4,200円}$$

(契約金額) (1口当たりの補償額) (契約口数) (契約口数) (木造1口当たりの掛金) (共済掛金)

※なお、所有額が各区分の額を超える場合は、2,000万円を限度として実際に所有する価額まで契約できます。

補償の内容
 契約に当たって
 (新築)再取得価額
 再取得価額の
 特約
 共済金の支払い
 風水雷害特約
 見舞金
 その他の給付金
 水かきトリアルの
 応急処置サービス
 共済金等の
 請求手続き
 脱退手続き
 出資金
 留意事項
 重要事項説明書
 よくある質問

4 再取得価額の特約

「再取得価額の特約」契約とは、共済契約の対象（被災物件）の損害に対し、現状復旧をするために経年減価により減額されることなく、再取得価額（同等の建物を新築、動産を新品価額で購入するのに必要な見込額）で補償する契約です。

1 再取得価額の特約の要件を満たす場合（特約契約）

建物	共済契約金額が再取得価額の 70%以上 (※)
動産	共済契約金額が動産標準評価表に定める各区分欄の金額の 下限の額以上

※建物契約において、再取得価額の70%以上であれば特約契約となり、経年減価による減額はしませんが、共済金の支払いは次のとおり算出されますので、**再取得価額の80%以上の契約があれば、実際の損害額まで補償**されます。

$$\text{共済金の算出方法} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$$

(損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。)

●共済契約金額が再取得価額の70%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額の70%であるため、損害額が全額補償となっておりません。

再取得価額：2,000万円

契約金額：1,400万円(再取得価額の70%)

損害額：300万円(一部損害)

(算出式)

$$\text{損害額} \quad 300\text{万円} \times \frac{\text{契約金額} \quad 1,400\text{万円}}{\text{再取得価額} \quad 2,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額} \quad 262.5\text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額} \quad 262.5\text{万円}$$

●共済契約金額が再取得価額の80%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額80%であるため、実際の損害額まで補償されます。

再取得価額：2,000万円

契約金額：1,600万円(再取得価額の80%)

損害額：300万円(一部損害)

(算出式)

$$\text{損害額} \quad 300\text{万円} \times \frac{\text{契約金額} \quad 1,600\text{万円}}{\text{再取得価額} \quad 2,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額} \quad 300\text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額} \quad 300\text{万円}$$

2 再取得価額の特約の要件を満たさない場合(普通契約)

建物：再取得価額から、経年減価率(下表参照)を乗じて得た額を減じた額(時価額)が物件の価額となります。また、損害額についても同様です。

経年減価率表

建物の経過年数	5年まで	6年～15年	16年～25年	26年～35年	36年～45年	46年以上
木造建物	0%	7%	14%	20%	25%	30%
耐火造建物	0%	5%	10%	15%	20%	25%

動産：再取得価額から、経年減価率(一律20%)を乗じて得た額を減じた額(時価額)が物件の価額となります。また、損害額についても同様です。

● 共済契約金額が再取得価額の50%の場合の支払事例

※契約金額が再取得価額の50%であるため、損害額が全額補償となっておりません。

【木造 経過年数:30年の場合】

再取得価額	：2,000万円		経年減価率		建物の時価額
建物の時価額	：1,600万円	……	再取得価額 × (1-0.2)	=	1,600万円
契約金額	：1,000万円				
損害額	：300万円		再取得価額による損害額	経年減価率	損害額(時価額)
損害額(時価額)	：240万円	……	300万円 × (1-0.2)	=	240万円

(算出式)

$$\text{損害額 } 240\text{万円} \times \frac{\text{契約金額 } 1,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 1,600\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額 } 187.5\text{万円} \rightarrow \text{支払共済金額 } 187.5\text{万円}$$

【契約物件価額の経年減価率による推移表】

(例) 建物の種類:木造 建物の延面積:132㎡(40坪) 木造坪単価:50万円
物件の再取得価額:2,000万円

経過年数	新築	30年後	50年後
経年減価率	0%	20%	30%
再取得価額の特約契約の場合 (70%以上)	2,000万円	2,000万円	2,000万円
普通契約の場合 (70%未満)	2,000万円	1,600万円	1,400万円
差額	0	400万円	600万円

5 共済金の支払い

1 火災共済金 最高限度額 6,000万円

(1) 共済金の支払対象となる損害



火災

火災による共済の対象の全部又は一部の焼失、若しくは火災に伴って生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害。(隣家からの類焼を含む。) ※消防又は避難に必要な処分を含む。



落雷

共済の対象に落雷し、その衝撃のため当該共済の対象に生じた破壊損害又は火災損害及び落雷による異常電流の作用で共済の対象に生じた損害。



破裂・爆発

プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂・爆発により共済の対象に生じた損害。(ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害は除く。)



航空機の墜落

航空機の墜落若しくは接触、爆風、音波の衝撃による損害及び航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物による損害。



車両の飛び込み

車両(積載物を含む。)の衝突若しくは接触により共済の対象に生じた損害。(ただし、門、塀、垣等は除く。)
※相手が特定できない場合のみ対象となります。



上層階の他人の住居からの水漏れ

同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害。他人の住居で生じた偶然の事故を原因とするいっ水による水漏れによって生じた損害。

(2) 共済金の支払対象とならない損害

- ① 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 共済契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
(その者による損害が「共済契約者に共済金を取得させる意思ではなかった」ことを、共済契約者自らが、証明した場合を除く。)
- ③ 共済事故に際し、共済の対象である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- ④ 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- ⑤ 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
※地震災害見舞金については16頁参照
- ⑥ 発生原因のいかなを問わず、共済事故が④又は⑤の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害
- ⑦ 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者の詐欺行為によって生じた損害
- ⑧ 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害
(風呂釜と浴槽のみの損害を含む。)

●火災共済金の算出方法

建物、動産別に次の計算式により共済金を算出します。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$$

(損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。)

※「再取得価額の特約」の要件を満たさない場合、普通契約(10頁参照)の建物については、再取得価額から経年減価した金額での補償となり、動産については一律20%控除した金額での補償となります。(損害額についても同様)

※十分な補償が得られるように、再取得価額の満額契約をお勧めします。

2 風水雪害共済金 (600万円限度)

風災(台風、突風又は旋風等。ただし砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)による災害で、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、共済金を支払います。

●風水雪害共済金の算出方法

損害の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支払額を乗じて得た額を支払います。算出された額が損害額を超える場合は、損害額を限度とします。(600万円限度)

※損害の割合(損害額÷物件の再取得価額)は、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出します。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たりの支払額
全 部	50,000円
1/2 以上	25,000円
1/3 以上	15,000円
1/3 未満	3,000円

3 費用共済金

- (1) 臨時費用共済金 (火災等：300万円、風水雪害：90万円が限度)
火災等及び風水雪害による臨時の出費(仮住まい費用等)に充てるため、支払共済金の15%を支払います。
- (2) 残存物取片付費用共済金 (火災等：100万円、風水雪害：30万円が限度)
火災等及び風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、取片付に要した費用と共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。
- (3) 失火見舞費用共済金 (一世帯当たり20万円限度)
火災、破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与え、それに対し見舞金等を支払った場合、支払共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度として支払います。

4 災害死亡共済金

共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、次により支払います。なお、100万円を超える共済金を支払う場合には、税務署に対する支払調書を出すため、マイナンバー（個人番号等）の提供をお願いすることとなります。

(1) 組合員（300万円限度）

契約口数に1口当たり**75,000円**を乗じて得た額を支払います。

(2) 組合員と同居する2親等内の親族（30万円限度）

契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支払います。



6 風水雪害特約

1 風水雪害特約共済金（2,400万円限度）

(1) 風水雪害特約共済金

風災（台風、突風又は旋風等。ただし砂塵、塩分又は煤煙等による損害を除く。）、水災（暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等）、雪災（積雪、雪崩又は降雪等）による災害で、共済の対象である**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、風水雪害共済金（600万円限度）に加えて風水雪害特約共済金（2,400万円限度）を支払います。

(2) 臨時費用共済金

風水雪害による臨時の出費に充てるため、支払共済金の15%を支払います。（風水雪害共済金に係る臨時費用共済金と併せて**300万円**が限度）

(3) 残存物取片付費用共済金

風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、取片付に要した費用と共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。（風水雪害共済金に係る残存物取片付費用共済金と併せて**100万円**が限度）

2 風水雪害特約の契約方法

詳しくは、「風水雪害特約契約の申込みにあたっての留意事項」28頁を参照してください。

・火災共済契約（基本契約）に附帯して風水雪害特約契約を締結していただくこととなります。

●基本契約口数が建物64口、動産32口を超えない場合 → **風水雪害特約契約口数は、基本契約と同口数**

●基本契約口数が建物64口、動産32口を超える場合 → **風水雪害特約契約口数は、建物64口、動産32口**

(注) 基本契約で建物と動産の両方を契約している場合は、建物と動産の両方を契約してください。

(1) 1口当たりの掛金額

<年額掛金額>

契約の種類	1口当たりの掛金額
木造	300円
耐火造	200円
風水雪害特約	150円

<短期掛金額>

契約の種類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円
耐火造	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円
風水雪害特約	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円

(2) 風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金

① 建物

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

② 動産

契約の種類	契約金額	契約口数	補償額の最高限度
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
風水雪害特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

● 風水雪害特約共済金の算出方法

風水雪害特約共済金は、建物、動産別に次の計算式より得られた額を支払います。

$$\begin{aligned} & \text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額} \\ & \left[\text{上記損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額} \right] \times \frac{1}{2} = \text{風水雪害特約共済金} \end{aligned}$$

※ 損害額の $\frac{1}{2}$ が限度となります。

※ 損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を支払います。

※ 風水雪害共済金と併せて風水雪害特約共済金をお支払いする場合は、共済金の合計は、損害額が限度となります。

3 風水雪害特約の支払事例

〈事例〉 下記契約物件が台風により全壊(損害額:建物2,000万円 動産1,000万円)し、残存物取片付費用が100万円生じた。

〈契約内容〉 建物:再取得価額 2,000万円 契約金額 2,000万円(40口)
動産:再取得価額 1,000万円 契約金額 1,000万円(20口)

合計契約金額 3,000万円(60口)

●基本契約分の計算方法

区分	算式	金額
風水雪害共済金	建物:1口当たりの支払額 50,000円 × 40口 = 200万円 動産:1口当たりの支払額 50,000円 × 20口 = 100万円	300万円 (200万円) (100万円)
臨時費用共済金	300万円 × 0.15 = 45万円	45万円
残存物取片付費用共済金	300万円 × 0.05 = 15万円	15万円
合計		360万円

●風水雪害特約契約分の計算方法

区分	算式	金額
風水雪害特約共済金	建物 損害額 \times $\frac{\text{契約金額 } 2,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 2,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額}$ $2,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,000\text{万円}$	1,500万円 (1,000万円)
	動産 損害額 \times $\frac{\text{契約金額 } 1,000\text{万円}}{\text{再取得価額 } 1,000\text{万円} \times 0.8} = \text{算出額}$ $1,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$	
臨時費用共済金	1,500万円 × 0.15 = 225万円	225万円
残存物取片付費用共済金	1,500万円 × 0.05 = 75万円	75万円
合計		1,800万円

※印の金額は、損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額となります。

●支払共済金の総額(基本+風水雪害特約)

	基本契約分(風水雪害共済金)	風水雪害特約契約分(風水雪害特約共済金)	合計
風水雪害共済金	300万円	+ 風水雪害特約共済金 1,500万円	= 1,800万円
臨時費用共済金	45万円	+ 臨時費用共済金 225万円	= 270万円
残存物取片付費用共済金	15万円	+ 残存物取片付費用共済金 75万円	= 90万円
合計	360万円	+ 1,800万円	= 2,160万円

※風水雪害特約を契約していない場合、支払われる共済金は、360万円ですが、風水雪害特約を契約している場合、支払われる共済金は、基本契約分360万円と風水雪害特約分1,800万円を合算した2,160万円となります。

7

見舞金その他の給付金

見舞金は災害等見舞金積立金の範囲内で支給します。
組合員が現に居住する物件についてのみお支払いの対象となります。

1 地震災害見舞金（100万円限度）

地震災害見舞金は、次の(1)から(3)のいずれかが、地震等（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失）によって損害が生じ、共済の対象である**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、支給します。

- (1) 組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物
- (2) 組合員が現に居住し、かつ、共済の対象である建物内に収容されている共済の対象である動産
- (3) 組合員が現に居住している建物内に収容されている共済の対象である動産

●地震災害見舞金の算出方法

損害の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。（100万円限度）

※損害の割合（損害額÷再取得価額）は、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出します。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たりの支給額 (令和4年4月1日以降の地震による災害)
全 部	20,000円
$\frac{1}{2}$ 以上	12,000円
$\frac{1}{3}$ 以上	8,000円
$\frac{1}{3}$ 未満	3,000円

※令和4年3月31日以前の地震災害による1口当たりの支給額については、従前のとおりとなります。

2 地震災害傷害等見舞金

(1) 地震災害死亡弔慰金

※地震災害見舞金支給される場合が対象となります。地震災害で180日以内に死亡したとき、支給します。

① 組合員が死亡したとき（30万円限度）

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支給します。

② 組合員と同居する2親等以内の親族が死亡したとき（1人につき10万円限度）

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。

(2) 地震災害入院見舞金

※地震災害見舞金支給される場合が対象となります。地震災害で180日以内に連続して7日以上入院したとき、支給します。

① 組合員が入院したとき（10万円限度）

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。

（1事故1回の請求が限度）

- ② 組合員と同居する2親等内の親族が入院したとき(1人につき10万円限度)
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1人につき1事故1回の請求が限度)

(3) 差額支給について

地震災害入院見舞金を受給した組合員が、その事故が原因で傷害を受けた日から180日以内に死亡したときには、その者の遺族に地震災害死亡弔慰金と既に支給した地震災害入院見舞金との差額を支給することができます。

3 火災等災害入院見舞金

共済事故により組合員又は組合員と同居する2親等以内の親族が、傷害を受けた日から180日以内に連続して7日以上入院をしたとき、支給します。

なお、風水雪害による場合は、風水雪害共済金が支払われる場合に限りです。

※共済事故は、火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの水漏れ、風災、水災、雪災による事故をいいます。

(1) 組合員が入院したとき(10万円限度)

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1事故1回の請求が限度)

(2) 組合員と同居する2親等以内の親族が入院したとき(1人につき10万円限度)

組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。
(1人につき1事故1回の請求が限度)

4 交通災害給付金

(1) 交通災害死亡弔慰金(30万円限度)

組合員が**日本国内**の交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で死亡したとき、遺族に支給します。組合員が現に居住する建物又は、建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**7,500円**を乗じて得た額を支給します。

(2) 交通災害入院見舞金(10万円限度)

組合員が**日本国内**の交通災害を受けた日から180日以内にその交通災害が原因で連続して7日以上入院したとき組合員に支給します。組合員が現に居住する建物又は、その建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり**2,500円**を乗じて得た額を支給します。(1事故につき1回の請求が限度。)

(3) 差額支給について

交通災害入院見舞金を受給後、その交通事故が原因で180日以内に死亡した場合には、交通災害死亡弔慰金と交通災害入院見舞金との差額を支給します。

5 死亡弔慰金(退職者組合員は除く。)(20万円限度)

組合員が災害死亡以外の事由(病気等)により死亡した場合、現に居住する建物及び建物内に収容されている動産に係る契約口数に1口当たり**5,000円**を乗じて得た額を支給します。

※災害死亡共済金、地震災害死亡弔慰金又は、交通災害死亡弔慰金を受給する場合は、受給できません。

8 水・かぎトラブルの応急処置サービス

～火災共済契約に自動付帯～

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際のかぎ開けなどの応急処置(出張料及び作業料が無料)を行います。

※本格的な修理や部品交換代など、応急処置を超える修理費用については、契約者の負担(有料)となります。

1 サービスの内容

水まわりの トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛇口からの水漏れ応急処置 ・ トイレ、排水口のつまりの除去 (凍結を原因とする場合は、サービスの対象外です。)
かぎの トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ かぎの開錠(特殊工具による開錠) ・ かぎの破錠(シリンダー部分の破壊による開放) ・ 中折れしたかぎや異物の除去など (一般の住宅用の出入口のかぎに限ります。分譲マンション等の共有部分の入口ドアは対象外です。)

2 サービスの対象

- (1) サービスの対象(範囲)

共済の対象となる建物または共済の対象となる動産を収容する建物のうち、共済契約者(共済の対象の所有者)が専有・占有する居住部分が対象です。

(※1) 動産のみの契約者も利用できます。

(※2) サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (2) サービスの利用可能期間

火災共済契約の共済契約期間(効力が生じる期間)と同一です。

3 ご利用に当たっての留意事項

- (1) 下記の受付専用デスクへの事前の連絡がなく、契約者が独自に修理業者等を手配された場合は、無料サービスの対象となりません。
- (2) 対象地域は日本全国ですが、一部地域(離島等)では、サービス内容によりご利用できない場合があります。また、地域、天候、道路事情等により、サービスが提供できない場合や現場への到着に時間がかかることがあります。

「水・かぎトラブルの応急処置サービス」 受付専用デスク

専用フリーダイヤル

0120-370-119

24時間365日受付

※本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。

火災や自然災害により被災したとき

1. 事故発生の連絡

- 火災、風水雪害の事故の大小を問わず、官公署へ連絡を！
※共済金請求には、官公署が発行する「罹災証明書」が必要となります。



2. 被害写真の撮影

- 被災状況の確認が必要となりますので、事故発生時の被害写真を撮影してください。
- 被災箇所、品目、被災状況がわかるよう撮影してください。
- 被災した動産を処分する場合は、被災品目、被災状況を撮影した後に、処分してください。

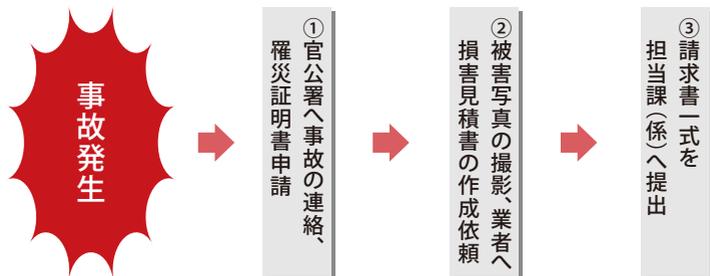


3. 損害の見積

- 業者へ損害見積書の作成を依頼してください。

4. 共済金の請求書は、所属支部の担当課へ

- 請求に当たっては、次の書類が必要となります。
- 火災等共済金及び費用共済金請求書 承諾通知書
- 罹災証明書 被害写真 損害見積書
- (その他、必要な書類及び注意事項がありますので、次ページをご確認ください。)
- ※請求書類が整いしだい、担当課(係)へ提出してください。



※「火災等共済金及び費用共済金請求書」は、支部に備え付けてあります。
また、本会のホームページからダウンロードし、印刷することもできます。

1 火災共済金

火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの水漏れによる損害を受けた場合

共済金の種類	請求書	添付書類
火災共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 被災状況報告書 ④ 損害見積書 ⑤ 共済対象の被害写真(カラー) ⑥ 新聞記事等災害が確認できる書類 ⑦ 被災した建物の平面図及び動産の配置図
失火見舞費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 周辺の状況を明らかにできるカラー写真 ② 見舞金支払一覧表
災害死亡共済金	災害死亡共済金 請求書	① 死亡診断書(写) ② 組合員と同居の親族の災害死亡の場合は 戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ③ 火災共済契約承諾通知書(写) ④ マイナンバー通知カード等(写) ※100万円を超える支払いの場合

2 風水雪害共済金 (契約の種類 1. 木造 2. 耐火造)

風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴雨風、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**

共済金の種類	請求書	添付書類
風水雪害共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 損害見積書 ④ 共済対象の被害写真(カラー)

3 風水雪害特約共済金 (契約の種類 3. 木造+風水雪害特約 4. 耐火造+風水雪害特約)

風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴雨風、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、**建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合**、火災共済の風水雪害共済金と風水雪害特約共済金とを併せて支払います。

共済金の種類	請求書	添付書類
風水雪害特約共済金 ・臨時費用共済金 ・残存物取片付 費用共済金	火災等共済金及び 費用共済金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 損害見積書 ④ 共済対象の被害写真(カラー)

【共済金等の提出書類注意事項】

火災共済契約 承諾通知書	写しを添付してください。 また、焼失した場合は、「火災共済契約申込書(支部控)」の写しを添付してください。
罹災証明書	必ず消防署又は市町村長等関係官署へ届出をし、罹災証明書の交付を受けてください。 なお、落雷事故等で罹災証明書の交付を受けられない場合は、支部長の証明書(「被災物件確認書」)をもって代えることができます。 車両飛び込みの場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書となります。
被災状況報告書	被災原因、被災箇所、事故発生から収束までの状況等を罫紙等に記入してください。
損害見積書	1 全損の場合 火災による罹災証明書、写真及び新聞記事等によって、罹災の程度が全焼と認められる場合には、建物及び動産とも見積書の提出は省略できます。ただし、風水雪害による全損の場合は、見積書を提出してください。 2 部分損の場合 ①建物の損害見積書 増改築を含まない被災前と同種同様に修復する場合の見積書を提出してください。 ②動産の損害見積書 修理代の見積書を提出してください。 なお、修理が不可能な場合は、被災前と同種同様の動産を購入する場合の見積書を提出してください。 ※1 修理が不可能な場合は、見積書内に「修理が不可能なため同程度のものに買い替える」旨の業者による見解の記載が必要です。 ※2 落雷事故の場合は、見積書内に「落雷が原因である」旨の業者による見解の記載が必要です。
共済対象の 被害写真(カラー)	損害箇所に印をつけて提出してください。
新聞記事等 事故確認の 参考となる書類	掲載されなかった場合は省略できます。
被災した建物の 平面図及び 動産の配置図	出火、焼失、破損箇所、消火活動による水損箇所、破損した動産の配置を明示してください。
※その他	類焼、車両の飛び込み、上層階からの水漏れなど第三者の行為及び出火原因不明の火災等により生じた共済事故に対し、念書の提出をお願いすることがあります。

4 共済金の支払時期

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

5 時効

共済金請求の時効については、損害が発生した時の翌日から起算して3年間です。

6 見舞金（組合員が現に居住する物件についてのみお支払いの対象となります。）

見舞金の種類	請求書	添付書類
地震災害見舞金	地震災害見舞金請求書	① 火災共済契約承諾通知書(写) ② 罹災証明書 ③ 共済対象の被害写真(カラー) ④ 損害見積書
地震災害死亡弔慰金 地震災害入院見舞金 火災等傷害見舞金	地震・火災等傷害見舞金請求書	① ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書(写) ・入院の場合は、医師の診断書(写) ② 組合員と同居の親族の死亡又は入院の場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票 ③ 火災共済契約承諾通知書(写)
交通災害給付金	交通災害給付金請求書 { 交通災害死亡弔慰金 } { 交通災害入院見舞金 }	① ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書(写) ・入院の場合は、医師の診断書(写) ② 火災共済契約承諾通知書(写) ③ 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(写)
死亡弔慰金	死亡弔慰金及び出資金払戻請求書	① 死亡診断書(写) ② 火災共済契約承諾通知書(写)

10 質権の設定

金融機関から融資を受け住宅を建築した場合、その債務担保として、火災共済金を請求する権利に質権の設定ができます。

11 出資金及び割戻金

1 出資金

火災共済のみ加入のときは、出資金として1口50円を拠出願います。
なお、自動車共済に加入している場合は、出資金の拠出は必要ありません。
また、脱退の場合には、出資金の全額を払い戻します。

2 割戻金

毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

12 本会を脱退する場合の手続き(承継組員制度含む)

1 脱退する場合の手続き

組員が脱退する場合の手続きは、次のとおりです。

(1) 組員に次のような事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きを行ってください。

(積み立てられた出資金は、全額払い戻しされます。)

- ① 組員が退職した場合(法定脱退)
- ② 組員が死亡した場合(法定脱退)
- ③ 組員が本会共済事業を利用しなくなる場合(注:自由脱退)

注)自由脱退については、定款第10条の規定により事業年度末日の90日前までに予告しなければなりません。また、出資金の払戻時期は、当該事業年度の終わりに脱退することになりますので、当該事業年度末の3月31日になります。

(2) 上記②のうち、現職組員が災害死亡以外の事由(病気等)により死亡した場合は、「死亡弔慰金及び出資金払戻請求書」を、本部へ提出することとなります。

注)死亡弔慰金は、現職組員が、現に居住する物件を契約していた場合のみ対象となります。

2 承継組合員制度

組合員が死亡した場合、その配偶者が承継組合員として共済契約を引き続き利用できます。

(1) 承継組合員の資格

承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者となります。(一代限りであり、当該配偶者が再婚されても、相手の方に承継資格は生じません。)

(2) 承継できる共済契約

組合員が死亡時に契約していた火災共済契約(扶養親族が所有する物件を含みます。)

ただし、現に契約中の建物及び建物内に収容している動産に替えて、新たな建物及び建物内に収容している動産を共済契約の対象にすることができます。

(3) 承継組合員の共済利用期間

承継組合員が共済事業を利用することができる共済契約の期間は、自由脱退又は、死亡脱退するまでの間となります。

(4) 承継組合員の申請期間

承継組合員となることができる申請期間は、組合員が死亡した翌日から組合員が締結していた共済契約期間の末日の3か月後までとなります。

(5) 出資金

死亡した組合員の出資金は、脱退手続きにより、後日、全額を払戻した後、新たに承継組合員としての申込みとなりますので、共済掛金と併せて初回出資金1口50円を拠出していただくこととなります。

13 留意事項

1 新規申込書の記入に当たっての主な留意事項

(1) 建物の延面積について

「母屋」に加えて「付属建物」がある場合の延面積は、次のとおり算出してください。

① 母屋

延面積はすべて小数点以下を切り上げます。

例 $224.8\text{m}^2 \div 225\text{m}^2$

② 付属建物(母屋と同一敷地内・敷地を異にする物置、倉庫等)

実面積の $\frac{1}{3}$ にし、小数点以下を切り上げます。

例 $47\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 15.7\text{m}^2 \div 16\text{m}^2$

③ 計(坪数)

① 225m^2 + ② 16m^2 = ③ 241m^2

$241\text{m}^2 \div 3.3 = 73.03\text{坪} \div 74\text{坪}$

(2) 建物の年数について

1年未満の端数は切り上げます。(ただし、新築1年未満については、1年と記入してください。)建物全体の8割以上を増改築したときは、その年からの年数とし、8割未満の場合は、最初に建てた年からの年数としてください。

例 10年と2ヶ月の場合は、**11年**と記入してください。

(3) 契約の種類について

契約の種類は次のとおりですが、風水雪害特約契約をする場合は、3「木造+風水雪害特約」及び4「耐火造+風水雪害特約」のいずれかに○印を付してください。

1 木造

2 耐火造

3 木造+風水雪害特約

4 耐火造+風水雪害特約

※ 1 耐火造建物の説明については、6頁の「※耐火造建物とは」を参照。

※ 2 風水雪害特約を契約する場合は、28頁の「風水雪害特約契約の申込みにあたっての留意事項」を参照。

(4) 初回出資金について

初めて加入する際には、初回出資金 1 口50円を拠出してください。

1 追加申込の場合は、出資金の払い込みの必要はありません。

2 複数物件を同時に契約する場合は、1物件のみに50円を拠出してください。

3 火災共済・自動車共済に両方加入される方は、どちらかに50円を拠出してください。

(5) 物件の所有者氏名について

物件の所有者が共有の場合は、代表者を1名決めて記入してください。

2 契約内容の変更に当たっての留意事項

(1) 火災共済契約内容に「変更」又は「印字漏れ」がある場合
 （「変更届」欄に必ず記入をお願いします。）

記入例

〈例1「契約者」欄の住所に「変更」又は「印字漏れ」があった場合〉
 「変更届」欄の「契約者住所」欄に「変更後」の住所を記入する。

該当する方に○印を付けてください。

満了通知		契約満了年月日：令和〇〇年3月31日	
契約者	氏名 ニホン テヨコ 日本 千代子	生年 月日 昭和39年8月1日	
	住所 〒100-5688 千代子七番町一丁目三番一		
	電話番号 090-XXXX-XXXX		
物件の所在地(住居表示) 〒100-5689 千代子七番町一丁目三番一			
火災共済契約内容	日本 千代子	①明造 ②大正 ③昭和 ④平成 39年 〇月 〇日	契約者
建物の延面積	母屋 225㎡ 付属建物(実面積の十) 16㎡ 計 241㎡ (74坪)	建築年数 11年 用途の区分 住宅 買種の設定 他	建物の用途 自家
契約の種類	1 木造		
再取得価額	基本 3,700万円 風水雪害特約 1,750万円 計 5,450万円	契約口数 基本 74口 耐火造 35口 計 109口	共済掛金 基本 22,200円 耐火造 10,500円 計 32,700円
●上記契約での補償内容(全損の場合)			
火災共済金	5,450万円	風水雪害共済金	545万円
(契約金額)		(基本契約口数×50,000円) (契約金額×1/2)	

変更届 (満了通知に未記載箇所がありましたら、お手数ですが下記にご記入ください。)						
契約者	氏名 ニホン テヨコ 日本 千代子	生年 月日 昭和 年 月 日				
	住所 〒100-5678 東京都千代子区1番町2-3-4					
	電話番号 090-XXXX-XXXX					
物件の所在地(住居表示) 〒100-5678 東京都千代子区1番町2-3-4						
火災共済契約内容	日本 千代子	②大正 ③昭和 ④平成 年 月 日				
建物の延面積	母屋 225㎡ 付属建物(実面積の十) 16㎡ 計 241㎡ (74坪)	建築年数 11年 用途の区分 住宅 買種の設定 他				
契約の種類	1 木造					
再取得価額	基本 3,700万円 風水雪害特約 1,750万円 計 5,450万円	契約口数 基本 74口 耐火造 35口 計 109口				
▼下記の契約内容を変更する際は、お手数ですが必要な項目を全てご記入ください。						
区分	再取得価額	基本	契約金額	契約口数	共済掛金	□口当たりの掛金
建物	基本 3,700万円	風水雪害特約 1,750万円	万円	口	円	□木造 300円 □耐火造 200円
動産	基本 1,750万円	風水雪害特約 150万円	万円	口	円	□水害+風水雪害特約 水害 300円 □地震+風水雪害特約 地震+水害 200円 □風水雪害特約 風水雪害 150円
	計 5,450万円		万円	口	円	

物件所有者が共有の場合は、
代表者を1名決めて記入する。

〈例2「建物の延面積」欄に「変更」又は
「印字漏れ」があった場合〉

「変更届」欄の「建物の延面積」欄に該当
数字を記入する。

「建物の延面積」欄

「母屋 ……225㎡」＝「224.8㎡≒225㎡」

「付属建物…16㎡」＝「47㎡× $\frac{1}{3}$ ＝15.7≒16㎡」
 (同一敷地内にある物置、倉庫等の実面積の $\frac{1}{3}$)

「計 ……241㎡」＝「225㎡+16㎡＝241㎡」
 (建物の延面積の小数点以下はすべて切り上げる。)

〈例3「建物の年数」欄に「変更」又は
「印字漏れ」があった場合〉

「変更届」欄の「建物の年数」欄に年数を記入
する。10年2ヶ月＝「11年」(建築後の経過年数を
記入し、1年未満の端数は切り上げてください。
ただし、新築1年未満については、1年(1年目)と
記入してください。)

(注) 動産のみの契約の場合、「建物の延面積」欄
及び「建物の年数」欄の記入は要しません。

(2) 「木造」から「木造風水雪害特約」へ変更及び建物契約金額3,200万 (64口) 動産契約金額1,600万 (32口) を超える場合の記入例

契約の種類⑦「1 木造」を=線で抹消し「変更届欄」の契約の種類②「③木造+風水雪害特約」に○印を付ける。
次頁の「風水雪害特約契約の申込みに応じた際の留意事項」を参照。

満了通知

契約満了年月日：令和〇〇年3月31日

氏名：ニホン チョコ
日本 千代子

生年月日：昭和39年8月1日

住所：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

電話番号：090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示)：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

物件の所有者氏名(及び生年月日)：日本 千代子 (1970年8月1日) 52才 所有区分：契約者

建物の延面積：母屋 225㎡ 建築年数 10年 建物の用途 自家
付属建物(実面積の半) 16㎡ 坪当たり建築費 50万円 買様の設定

契約の種類：⑦ 木造

区分	再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金	1口当たりの掛金
建物	3,700万円	基本 風水雪害特約	3,500万円	70口	21,000円	300円
動産	1,700万円	基本 風水雪害特約	1,700万円	34口	10,200円	300円
計	5,200万円		5,200万円	104口	31,200円	

●上記契約での補償内容(全損の場合)

火災共済金	風水雪害共済金	風水雪害特約共済金
5,200万円 (契約金額)	520万円 (基本契約口数×30,000円)	風水雪害特約共済金 (契約金額×1/2)

変更届 (満了通知に未記載箇所がありましたら、お手数ですが下記にご記入ください。)

氏名：フクリヤ
住所：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

電話番号：090-XXXX-XXXX

物件の所在地(住居表示)：〒100-5689 千代田区七番町1丁目3-1

物件の所有者氏名(及び生年月日)：日本 千代子 (1970年8月1日) 52才 所有区分：契約者

建物の延面積：母屋 225㎡ 建築年数 10年 建物の用途 自家
付属建物(実面積の半) 16㎡ 坪当たり建築費 50万円 買様の設定

契約の種類：② 木造+風水雪害特約

区分	再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金	1口当たりの掛金
建物	3,700万円	基本 風水雪害特約	3,200万円	64口	19,600円	300円
動産	1,750万円	基本 風水雪害特約	1,600万円	32口	9,600円	300円
計	5,450万円		5,450万円	109口	29,200円	

契約金額、口数、共済掛金欄の記入について

合計欄の記入について

- 建物基本 ……3,700万円 ÷ 50万円 = 74口
A 74口×300円 = 22,200円
- 建物風水雪害特約…3,200万円 ÷ 50万円 = 64口
B 64口×150円 = 9,600円
- 動産基本 ……1,750万円 ÷ 50万円 = 35口
C 35口×300円 = 10,500円
- 動産風水雪害特約…1,600万円 ÷ 50万円 = 32口
D 32口×150円 = 4,800円
- 物件の再取得価額を限度として、50万円単位で契約する金額を記入してください。
- 建物の風水雪害特約は3,200万円(64口)が上限
動産の風水雪害特約は1,600万円(32口)が上限

- 契約金額
基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額「5,450万円」と記入してください。
- 契約口数
基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数「109口」と記入してください。
- 共済掛金
基本契約「白抜き部分」及び風水雪害特約契約部分「網掛け部分」の共済掛金の合計額「29,200円」と記入してください。

(注) 基本契約で建物と動産の両方を契約している場合は、風水雪害特約契約も建物と動産の両方を契約してください。

3 風水雪害特約契約の申込みに当たっての留意事項

申込書記入に当たっての留意事項

※「火災共済契約内容」欄中、基本契約の内容は「白抜き部分」に、特約契約の内容は「網掛け部分」に記入してください。

① 基本契約の建物の契約口数が64口、動産の契約口数が32口を超える場合

特約契約口数は、建物64口、動産32口が限度となります。



区分	物件の再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金
建物	4,000万円	基本	4,000万円	80口	24,000円
		風水雪害特約	3,200万円	64口	9,600円
動産	2,000万円	基本	2,000万円	40口	12,000円
		風水雪害特約	1,600万円	32口	4,800円
計			※1 6,000万円	※2 120口	※3 50,400円

※1「契約金額」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額を記入してください。

※2「契約口数」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数を記入してください。

※3「共済掛金」の計欄は、基本契約「白抜き部分」及び特約契約「網掛け部分」の共済掛金の合計額を記入してください。

→ 風水雪害特約の建物の限度額は、3,200万円（64口）となります。

→ 風水雪害特約の動産の限度額は、1,600万円（32口）となります。

② 基本契約の建物の契約口数が64口、動産の契約口数が32口を超えない場合

特約契約口数は、基本契約と同口数となります。



区分	物件の再取得価額	種類	契約金額	契約口数	共済掛金
建物	3,000万円	基本	3,000万円	60口	18,000円
		風水雪害特約	3,000万円	60口	9,000円
動産	1,000万円	基本	1,000万円	20口	6,000円
		風水雪害特約	1,000万円	20口	3,000円
計			※1 4,000万円	※2 80口	※3 36,000円

※1「契約金額」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約金額の合計額を記入してください。

※2「契約口数」の計欄は、基本契約「白抜き部分」の契約口数の合計口数を記入してください。

※3「共済掛金」の計欄は、基本契約「白抜き部分」及び特約契約「網掛け部分」の共済掛金の合計額を記入してください。

〈参考〉風水雪害特約共済掛金早見表(基本+風水雪害特約)

建物の契約口数が65口以上及び動産の契約口数が33口以上の場合の共済掛金額については、本早見表にて算出してください。

①建物：木造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から64口までは、契約口数 × 450円

②動産：木造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から32口までは、契約口数 × 450円

建物早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)		基本掛金額(円)	
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)	風水雪害 特約掛金額(円)
65	29,100		3,250	65	19,500	
			3,200	64	9,600	
66	29,400		3,300	66	19,800	
			3,200	64	9,600	
67	29,700		3,350	67	20,100	
			3,200	64	9,600	
68	30,000		3,400	68	20,400	
			3,200	64	9,600	
69	30,300		3,450	69	20,700	
			3,200	64	9,600	
70	30,600		3,500	70	21,000	
			3,200	64	9,600	
71	30,900		3,550	71	21,300	
			3,200	64	9,600	
72	31,200		3,600	72	21,600	
			3,200	64	9,600	
73	31,500		3,650	73	21,900	
			3,200	64	9,600	
74	31,800		3,700	74	22,200	
			3,200	64	9,600	
75	32,100		3,750	75	22,500	
			3,200	64	9,600	
76	32,400		3,800	76	22,800	
			3,200	64	9,600	
77	32,700		3,850	77	23,100	
			3,200	64	9,600	
78	33,000		3,900	78	23,400	
			3,200	64	9,600	
79	33,300		3,950	79	23,700	
			3,200	64	9,600	
80	33,600		4,000	80	24,000	
			3,200	64	9,600	

動産早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)		基本掛金額(円)	
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)	風水雪害 特約掛金額(円)
33	14,700		1,650	33	9,900	
			1,600	32	4,800	
34	15,000		1,700	34	10,200	
			1,600	32	4,800	
35	15,300		1,750	35	10,500	
			1,600	32	4,800	
36	15,600		1,800	36	10,800	
			1,600	32	4,800	
37	15,900		1,850	37	11,100	
			1,600	32	4,800	
38	16,200		1,900	38	11,400	
			1,600	32	4,800	
39	16,500		1,950	39	11,700	
			1,600	32	4,800	
40	16,800		2,000	40	12,000	
			1,600	32	4,800	

③建物：耐火造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から64口までは、契約口数 × 350円

④動産：耐火造 + 風水雪害特約

(共済契約期間：1年間)

1口から32口までは、契約口数 × 350円

建物早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)	基本口数	基本掛金額(円)
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)
65	22,600		3,250	65	13,000
			3,200	64	9,600
66	22,800		3,300	66	13,200
			3,200	64	9,600
67	23,000		3,350	67	13,400
			3,200	64	9,600
68	23,200		3,400	68	13,600
			3,200	64	9,600
69	23,400		3,450	69	13,800
			3,200	64	9,600
70	23,600		3,500	70	14,000
			3,200	64	9,600
71	23,800		3,550	71	14,200
			3,200	64	9,600
72	24,000		3,600	72	14,400
			3,200	64	9,600
73	24,200		3,650	73	14,600
			3,200	64	9,600
74	24,400		3,700	74	14,800
			3,200	64	9,600
75	24,600		3,750	75	15,000
			3,200	64	9,600
76	24,800		3,800	76	15,200
			3,200	64	9,600
77	25,000		3,850	77	15,400
			3,200	64	9,600
78	25,200		3,900	78	15,600
			3,200	64	9,600
79	25,400		3,950	79	15,800
			3,200	64	9,600
80	25,600		4,000	80	16,000
			3,200	64	9,600

動産早見表

口数	掛金額 (年額円)	内訳	基本契約金額(万円)	基本口数	基本掛金額(円)
			風水雪害特約 契約金額(万円)	風水雪害 特約口数	風水雪害 特約掛金額(円)
33	11,400		1,650	33	6,600
			1,600	32	4,800
34	11,600		1,700	34	6,800
			1,600	32	4,800
35	11,800		1,750	35	7,000
			1,600	32	4,800
36	12,000		1,800	36	7,200
			1,600	32	4,800
37	12,200		1,850	37	7,400
			1,600	32	4,800
38	12,400		1,900	38	7,600
			1,600	32	4,800
39	12,600		1,950	39	7,800
			1,600	32	4,800
40	12,800		2,000	40	8,000
			1,600	32	4,800

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

「契約概要」及び「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載していますので、必ずご契約前にお読みいただいたうえでお申し込みください。

火災共済契約には、「共済事業規約」、「火災共済事業実施規則」、「地震災害見舞金支給規則」、「火災共済事業傷害等見舞金支給規則」が適用されます。

なお、ご契約に関する詳細については、本しおりの各項をご参照ください。

1 契約概要

(1) 共済商品の仕組みについて

共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間に生じた損害を共済事故とし、当該事故の発生によって生じた損害に対して火災共済金、風水雪害共済金及び風水雪害特約共済金、臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金及び失火見舞費用共済金を支払います。

(2) 補償の内容について

① 火災共済金

共済金	支払対象	補償額
火災共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・火災 ・落雷 ・破裂・爆発 ・航空機の墜落 ・車両の飛び込み ・上層階の他人の住居からの水漏れ 	$\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ <p>損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額(6,000万円限度) ※再取得価額の特約を満たさない場合は、経年減価により減額されます。</p>
風水雪害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・風災、水災、雪災 	建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けたとき、損害の割合に応じて得た額(600万円限度)
臨時費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の臨時費用 	共済金の15%相当額(300万円限度) 風水雪害の場合(90万円限度)
残存物取片付費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・残存物取片付の費用 	残存物の取片付けに要した費用又は、共済金の5%のいずれか少ない額が限度(100万円限度) 風水雪害の場合(30万円限度)
失火見舞費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・失火見舞の費用 	共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度(1世帯当たり20万円限度)
災害死亡共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員が死亡したとき 1口当たり75,000円(300万円限度) ・同居する2親等内の親族が死亡したとき 1口当たり7,500円(30万円限度)

② 風水雪害特約共済金

共済金	支払対象	補償額
風水雪害特約共済金	・風災、水災、雪災（風水雪害共済金と併せて支払います）	建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けたとき $\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ 損害額、契約金額、算出額を比較し、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額
臨時費用共済金	・災害時の臨時費用	共済金の15%相当額 （火災共済契約の風水雪害共済金に係る臨時費用共済金と併せて300万円限度）
残存物取片付費用共済金	・残存物取片付の費用	残存物の取片付けに要した費用又は、共済金の5%のいずれか少ない額が限度 （火災共済契約の風水雪害共済金に係る残存物取片付費用共済金と併せて100万円限度）

(3) 共済期間について

共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別の事由がある場合は1年未満の短期の共済期間とすることができます。

(4) 引受条件について

組員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物若しくは、組員及び扶養親族が居住している建物内に収容されている動産。

① 共済金額

契約限度額は、建物の構造及び面積により異なりますので再取得価額7頁を参照してください。

② 共済の目的

自分の家にお住まいの方……………「建物」及び「動産」の契約ができます。
 住居を貸している方……………「建物」の契約ができます。
 住居を借りている方……………「動産」の契約ができます。
 併用住宅にお住まいの方……………「建物」及び「動産」の契約ができます。

(5) 共済掛金について

共済掛金は、建物の構造（木造・耐火造）により異なります。

(6) 共済掛金払込方法及び共済掛金払込期間

- ① 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。
- ② 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。
- ③ 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。

(7) 割戻金について

毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した剰余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

2 注意喚起情報

(1) 告知義務等について

契約内容に以下の変更が生じた場合には、本会又は担当課(係)へ連絡してください。

- ① 共済契約の後に火災共済契約承諾通知書に記載された通知事項(主な通知事項:物件の所在地を変更するときや契約の種類(建物の構造)、建物の用途、延べ面積を変更するとき等)に変更が生じた場合
- ② 他の共済(保険)契約がある場合
同一の事故に対して補償が受けられる他の共済(保険)契約等がある場合であっても、本会の支払責任額を共済金として支払います。ただし、他の共済(保険)契約等から共済金又は保険金が支払われた場合には、本会共済契約で支払う共済金の額が異なる場合があります。
- ③ 契約物件を異動した場合
- ④ 契約物件を増改築した場合
- ⑤ 契約物件に災害が発生した場合

(2) 契約の成立と効力の発生について

共済契約は、申込の日に成立し、その日の属する月の翌月1日から効力が生じます。ただし、共済契約の成立から効力が生じる日までに共済事故が生じた場合は、成立したときに効力が生じたものとみなして共済契約上の責任を負います。

(3) 支払い事由に該当しない場合(免責事由)について

次の事由に該当する場合には、共済金をお支払いできません。

- ① 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ② 共済契約者と同一の世帯に属する者の故意によって生じた損害
(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。)
- ③ 共済事故に際し共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- ④ 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- ⑤ 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
- ⑥ 発生原因のいかんを問わず、共済事故が④又は⑤の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害
- ⑦ 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者が詐欺行為をしたとき。
- ⑧ 燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の過熱によって生じた当該機器のみの損害
(風呂釜と浴槽のみの損害を含む。)

(4) 共済掛金の払込猶予期間及び共済契約の失効について

共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌末日まで払込みの猶予期間とします。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込がされない場合は、共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅します。

(5) 解約と共済掛金の払戻しについて

共済契約者は、いつでも、共済契約を解約することができます。また、転居等により共済契約期間の途中で解約される場合は、未経過共済契約期間の月数に所定の割合を乗じて得た金額を払い戻します。

(6) 共済金の支払時期について

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

(7) 時効について

共済金請求の時効については、損害が発生した時の翌日から起算して3年間です。

個人情報の取扱いについて

(個人情報の取得)

全国都市職員災害共済会(以下、「都市生協」という。)が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲とします。

(利用目的)

取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共通関連情報の提供及び都市生協の共済事業の充実の目的に限って利用します。

「損害保険料控除証明書」について

損害保険料控除制度は廃止(平成18年12月31日)されているので、当該証明書は発行していません。

契約者の住所変更について

契約者住所に変更の事由が生じた場合、変更の手続きが必要となりますので、速やかに住所変更の届出をしてください。

Q&A よくある質問

皆様からよくいただく、質問をとりまとめております。
このほかの質問につきましては、ホームページの「よくある質問」をご覧ください。

1. 共済契約(申込・更新・変更)について

問1 共済契約が成立し、補償が受けられるのはいつの時点なのか。

答 共済事業規約第11条第5項及び第6項に規定されておりますように、共済契約は、支部において「火災共済契約申込書」と「共済掛金」を受領した時点で成立し、発効は翌月1日となりますが、新規契約については、契約上に瑕疵がない限り、申込書と掛金を受領したときから翌月1日までの間も補償が受けられます。

問2 引越しや住居表示の変更があった場合は、住所変更の手続きが必要か。

答 必要です。住所変更の手続きがなされていない場合は、重要な書類が届けられず、共済金の支払いに支障を来す場合がありますので、速やかに住所変更のお手続きをしてください。

移転改築等で物件が変更となる場合は、物件内容(所有者氏名、延面積、建築年数等)を変更してください。また、物件の建て替えや、戸建てからマンションへ引越し等により、建物の構造が木造から耐火造へ変更する場合についても所要の手続きをしてください。

問3 風水雪害特約を契約する場合の手続きはどうすればよいか。

答 「基本契約」に加えて「風水雪害特約契約」を契約する場合は、28頁から30頁を参照し手続きしてください。

注) 風水雪害特約のみの契約はできません。必ず、基本契約に附帯して締結することとなります。

問4 建物の共済契約金額が再取得価額の70%以上の加入であれば、「再取得価額の特約」となるが、民間損保と併せて再取得価額の70%以上の場合でも問題ないか。

答 再取得価額の特約扱いとなるのは、本会において建物の共済契約金額が再取得価額の70%以上の場合であり、他の民間損保の契約金額と合算する場合には該当しません。(住宅金融支援機構指定の火災保険を除く。)

問5 残高不足等で口座から共済掛金が引き落とされなかったときは、どうなるのか。(本会より、直接口座振替を行っている支部に所属する組合員に限る。)

答 振替不能理由に応じて次のように取扱います。

① 残高不足の場合

再度の振替を実施します。本会から「火災共済掛金振替口座に当たっての残高不足について」が契約者に送付されますので、同通知書に記載されている所定の期日までに、指定預金口座へ共済掛金を入金してください。

なお、再度の振替においても共済掛金の収納が行えなかった場合は、共済契約が無効となりますので、注意してください。

② 預金口座が存在しない場合、名義人相違となった場合

本会から「火災共済掛金の納付について(コンビニ収納用紙)」が契約者に送付されますので、それを使用し、コンビニやゆうちょ銀行から共済掛金を振り込んでください。

なお、収納期限までに共済掛金が支払われなかった場合は、共済契約が無効となりますので、注意してください。

2. 割戻金及び出資金の取扱いについて

問6 割戻金とは、どのようなものか。

答 毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した剰余金を利用分量(契約口数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

なお、次に掲げる各事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きをとり、出資金払戻請求を行ってください。

① 契約者が退職・死亡した場合(法定脱退)

② 契約者が本会共済事業を利用しなくなる場合(注:自由脱退)

注:自由脱退については、本会定款第10条の規定により、事業年度末日の90日前までに予告し、当該事業年度の終わりに脱退することになります。

3. 承継組合員の共済契約について

問7 承継できる共済契約の範囲はどこまでか。また、新たな物件等を追加したり、変更することはできるのか。

答 現に契約中の建物及び建物内に収容している動産が対象となります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、新たな物件等の追加や変更を行うことも可能です。

4. 共済金の支払いについて

問8 共済金の請求に当たっては、罹災証明書が必要となるのか。

答 書面審査となるので、被災した場合は、消防署長又は市町村長等が発行した罹災証明書が必要となります。

ただし、落雷事故等で交付が受けられない場合は、支部長の証明書(被災物件確認書…本会ホームページ参照)をもって罹災証明書に代えることができます。

問9 風水雪害共済金制度における3分の1未満(損害割合)は、どの程度をいうのか。

答 建物と動産に区分し、損害を受けた物件の価額(再取得価額)に対する損害額(ただし、20万円以上)の比率が3分の1未満となれば損害の割合は3分の1未満損となります。

*算出方法 損害額 ÷ 再取得価額 = 損害の割合(12頁参照)

〈例〉物件の再取得価額1,000万円 損害額300万円 損害割合30%
(3分の1未満損)

問10 台風や豪雨等による洪水や河川の氾濫等によって、家屋の中に土砂・石等が侵入した場合、その除去・清掃・処分に要する費用は、補償の対象か。

答 土砂流入等によって、壁・内装、襖・畳等が損傷し、その損害額が20万円以上の場合は、風水雪害(特約)共済金の対象とすることができ、清掃・処分に要する費用は残存物取片付費用共済金の対象となります。

ただし、泥だし、土砂や流木等の除去、片付け清掃、処分運搬に要する損害のみの場合は、対象外となります。

問11 局地的な暴風雨・竜巻により屋根瓦や樋、窓ガラスが破損したり、台風等の豪雨による雨漏りや床上浸水が原因で、電化製品が使用不能となった場合、共済金の支払い対象となるか。

答 建物及び動産の契約があり、損害額がそれぞれ20万円以上の場合は、風水雪害共済金の支払い対象となり、損害の割合(損害額 ÷ 再取得価額)に応じて支払われます。さらに風水雪害特約契約を締結している場合は、基本契約に加えて特約共済金(損害額の1/2が限度)も併せて支払われます。

なお、請求に当たっては、共済金請求書のほか、罹災証明書、損害見積書、被害写真の添付が必要です。(20頁参照)

補償の内容
契約に当たって
再取得価額
新築・新品価額
再取得価額の
特約
共済金の支払い
風水害害特約
見舞金
その他の給付金
水かきトランスの
応急処置サービス
共済金等の
請求手続き
脱退手続き
出資金
留意事項
よくある質問
重要事項説明書

問12 風水害共済金請求において、雨漏りによる水損のときにも写真が必要となっているが、雨が乾いた後の写真では確認が難しいと思うが、どのようにすればよいのか。

答 書面審査で損害を認定して給付の決定を行うため、写真は重要な証拠書類となりますので、添付してください。

なお、水損の箇所や程度の確認が難しい場合は、写真の損害箇所に印を付けて提出してください。

問13 積雪により屋根、樋、建物の外壁が破損した場合、共済金の支払対象となるか。また、カーポートが破損した場合も支払対象となるか。

答 建物の契約があり、損害額が20万円以上の場合は、風水害共済金の支払対象となり、損害の割合(損害額÷再取得価額)に応じて支払われます。さらに風水害害特約契約を締結している場合は、基本契約に加えて特約共済金(損害額の1/2が限度)も併せて支払われます。

ただし、上屋根と鉄骨等の支柱からなるカーポート等簡易な構築物は、建物とは認められないので、支払いの対象外となります。

問14 落雷により自宅のテレビ、電話機、パソコン等が故障したが、修理代は対象となるのか。また、修理が不可能な場合は、買い換え費用は対象となるのか。

答 動産契約に加入している場合、火災共済金の支払対象となります。修理代の見積書を提出してください。また、部品供給終了等に伴い修理が不可能な場合は、被災前と同種同様の購入見積書を提出してください。

なお、いずれの場合にあっても、別途、「落雷により修理」又は「落雷により修理不可能」である旨の業者の意見書が必要です。

問15 車両の飛び込みにより、自宅外壁の一部が破損していた場合、支払い対象となるか。(相手が特定できない場合)

答 車両(積載物を含む。)の衝突若しくは接触により、共済の対象に生じた車両の飛び込みによる損害が支払対象となります。(ただし、門、塀、垣等は除く。)

なお、車両の飛び込みの場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書が必要となります。

(注)第三者の行為により生じた共済事故に対しては、念書の提出をお願いしております。

問16 業者に見積書を作成してもらった場合の作成費用や修理した場合の出張代金は、共済金に含まれるのか。

答 共済金(損害額)そのものからは差引いて算定されることとなるが、一律に適用される臨時費用共済金(共済金の15%)として支払われることとなります。

問17 重複契約の場合の共済金の支払いは、どうなるのか。

答 同一物件について、本会と他の共済・保険契約等の両者へ共済金(保険金)を請求していただくことになり、両者の協定損害額を超えないように、それぞれの支払責任額を按分して支払うこととなります。

また、他の共済・保険契約から、共済金(保険金)が支払われない場合、本会の支払責任額を共済金として支払います。

ただし、他の共済・保険契約が按分せず、支払限度額を支払った場合には、その支払限度額から他で支払われた金額を差し引いた差額を共済金として支払います。

5. 地震災害見舞金の支払いについて

問18 地震により被害を受けたが、建物又は動産の見舞金は、どの位支給されるのか。

答 見舞金は、組合員が現に居住する物件についてのみ対象となり、建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、支給の対象となります。

損害の割合により、建物と動産に区別し、物件の再取得価額に対する損害額の割合で算出し、契約口数に1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。(100万円限度)

また、令和4年度より1口当たりの支給額を改正することとしました。
(令和4年4月1日以降の地震による被災から適用) (16頁参照)

<参考>住宅金融支援機構が耐火造と認めるプレハブ住宅

(主要構造部がコンクリート造であるもの)

業者名	住宅の名称
青木建設	青木システムAW-F76
浅沼組	APS
安藤建設	安藤プレハブAD型低層集合住宅 安藤プレハブAD型共同住宅
イワコン (旧称:岩島コンクリート)	イワコンハウス イワコンハウス2型 イワコンハウス連続型
オー・エム・シー (旧称:岩沼セメント工業)	あおばハウスやすらぎ あおばハウスーやすらぎ あおばPS中層住宅 あおばハウスS あおばハウス2 やすらぎ
ウベハウス (旧称:宇部興産)	ウベハウスA ウベハウスC ウベハウスCL
大木建設	大木建設PC住宅
株木建設	K・H
関西ユニット	リョービ・ピルコン(旧称:関西ユニットピルコン)
熊谷組	KST
鴻池組	KSH-PC
国土建設	ピーコンG型 ピーコンS型 ピーコンS型NA ピーコンS型長屋 ピーコンSE型 ピーコンT型 ピーコンT型NA ピーコン
清水建設	清水建設中層共同住宅
三井住友建設 (旧称:住友建設)	住友プレハブ共同住宅
スミトーハウジング	スミトー型共同住宅
西武建設	SM SM-1
大栄住宅	大栄プレタメゾン 大栄プレタメゾン連続型 大栄プレタメゾン930 大栄プレタメゾン930連続型 大栄プレタメゾン930マルチシリーズ
大成建設	パルコンパルコン連続型 パルコン集合型 パルゼットパルゼット集合型 スイッチアクセル パルコンウィズ
大成ユーレック (旧称:大成プレハブ)	大成プレハブ共同住宅 タウン・アーバン
大末プレハブ	大末プレハブ71型 DFS-シリーズ
竹中工務店	竹中ICS-AA
デイゴ住宅	ピルコン
東海興業	東海興業プレハブ共同住宅 T・M
東急プレハブ	P・C-東急シリーズ(T・S)
東洋ハウス	ペロコンハウス ペロコンハウスAH型 ペロコンハウスN型
飛鳥建設	飛鳥建設THS
豊田コンクリート	トヨライトハウス2TB(トヨライトハウスTB)トヨライトハウス2SB
中川ヒューム管工業	中川式住宅2
中野組	カーサ(PC)
ナルックス (旧称:生川コンクリート)	ナルコンハウス磐石 ナルコンハウス ナルコンハウス2
日本カミユ建設	カミユ共同住宅
レスコハウス (旧称:日本プレス建築)	レスコハウスSA型レスコハウスT型レスコハウスTA型レスコハウスS型 新レスコ住宅 レスコ住宅2R 新レスコ住宅2R ウィズ ソジェ・ワイド ファレスコ
日本ハウス	NCハウス
日本プレハブ 間組	キャッスルホーム 日本プレハブCH パレスホーム HW-200 ハザマホームHS-36
フジタ工業	フジPC
富士ビー・エス・コンクリート 建研 (旧称:フドウ建研)	KCハウス KCハウス-連戸 KCハウス-富士 プレニーコーポ
三井プレコン	プレコンMD プレコンMDT プレコンハウスD プレコンハウス2 MD-3LDK-0842



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

[受付時間] 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く。)

事業部
火災共済

TEL.03-3262-5290
FAX.03-3262-2795

ホームページ

<http://www.toshiseikyo.or.jp/>

携帯からは

